

第三十四回国会 参議院商工委員会會議録第十一号

昭和三十五年三月二日(水曜日)午後一時四十九分開会

委員の異動

二月二十六日委員米田勲君及び大竹平八郎君辞任につき、その補欠として椿繁夫君及び加藤正人君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 山本 利壽君
理事 川上 為治君
古池 信三君
栗山 良夫君
牛田 寛君

委員

井川 伊平君
上原 正吉君
岸田 幸雄君
小林 英三君
斎藤 昇君
鈴木 万平君
阿具根 登君
近藤 信一君
吉田 法晴君
島 清君
加藤 正人君

国務大臣

通商産業大臣 池田 勇人君
国務大臣 中曾根康弘君

政府委員

科学技術庁長官官房長 原田 久君
科学技術庁長官官房次長 法實 四郎君
通商産業政務次官 内田 常雄君

通商産業省 福井 政男君
鉱山局長 小山 雄二君
中小企業庁長官 小田橋貞寿君
常任委員 会専門員 小田橋貞寿君
説明員 通商産業省企業局工業用水課長 藤岡 大信君

本日の会議に付した案件

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○アジア経済研究所法案(内閣送付、予備審査)

○中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(山本利壽君) これより商工委員会を開会いたします。

去る二月二十六日米田勲君及び大竹平八郎君が委員を辞任され、その補欠として椿繁夫君及び加藤正人君が委員に選任されました。

○委員長(山本利壽君) それでは、まず放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○国務大臣(中曾根康弘君) ただいま議題となりました放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

わが国における放射性同位元素の研究と利用につきましては、昭和二十五年に放射性同位元素が初めてわが国に輸入されて以来、急速に進展し、現在では各種の試験研究機関、病院、工場等において広範に使用されており、原子力平和利用の一環として、産業医療その他の面において多大の成果をあげつつあり、なお、将来における一そうの発展が期待されている実情であります。

かかる放射性同位元素の利用の増大に対処し、その放射線障害の防止に万全を期するため、昭和三十三年六月放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律が制定され、翌年四月に施行になり、政府といたしましては、その施行に万全を期して参つた次第であります。

しかしながら、現在におきましては、法制定当時予想されませんでした事態とも若干の相異が生じて参りましたので、法施行後の経験にかんがみまして、法の規制の方法を一段と合理的な姿に修正するとともに法の不備な点を是正する必要があると参つたのであります。かかる情勢に対処するため、法の一部改正の措置を講ずることとし、鋭意検討を重ねました結果、今般成案を得ましたので、ここに本改正法案を今国会に提案する運びとなつた次第であります。

以下本法律案の内容の概要につきまして、重点的に御説明申し上げます。

第一に、規制の対象についてであります。改正前の法律では、機器に装備されている放射性同位元素は、放射性同位元素と見なされ、これを一本化し、機器に装備されているものも、放射性同位元素として同様の規制を受けさせることとしたわけでありました。放射性同位元素と放射性同位元素とを区別する区分は、実際上必ずしも明瞭でなく両者を区分することにしばしば困難を感じており、国際的にみてもかかる区分は採用していない現状でありまして、他方、機器に装備された放射性同位元素についても一般の放射性同位元素と同様に販売の業、運搬、所持等を規制する必要が痛感されて参りましたので、両者の規制を一本化することに、より合理的な規制を行なうこととしたわけでありました。

第二に、使用について新たに届出制を設けたこととあります。改正前の法律では、使用は許可制となつておりましたが、その使用の実状からみて、特定の放射性同位元素を一定数量以下使用する場合にはつきましては、その危険性の度合いからみて、必ずしも許可制の下に厳重な規制を行なう必要がないものと認められますので、届出制を設けることにより、設備面の規制を緩和し、

あわせて手続面の簡易化をはかることとしたわけでありました。

第三に、放射性同位元素または放射性同位元素等によって汚染された物を廃棄する業を新たに許可制としたこととあります。改正前の法律制定当時には、未だ放射性同位元素の利用が緒に上つたばかりの情勢で、かかる廃棄を業として行なうことを予想していなかったものであります。最近に至り、諸外国の事例にならうと、我が国においてもかかる廃棄を業として行なう者がその業務を開始する運びとなつて参りましたので、かかる実情に照らし、廃棄業者に対しても、使用者及び販売業者とは同様の規制を行なうこととしたわけでありました。

第四に、放射線取扱主任者の選任について、二段階に区分したこととあります。使用者、販売業者等は、放射線取扱主任者を選任しなければならぬ義務を有しており、改正前の法律では、科学技術庁長官の行なう放射線取扱主任者試験に合格した者及び特に認定を受けた者に対し、放射線取扱主任者免状を交付することとなつておりましたが、このうち認定制度については、該当者の認定はほぼ終了したものと認められますのでこれを廃止することとし、また、放射線取扱主任者免状を第一種及び第二種に区分して、比較的安全と考えられる特定の放射性同位元素を使用する場合には、第二種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから放射線取扱主任者を選任できることと

し、放射性同位元素の利用の促進に資することとしたわけであります。

以上が放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由並びに概要でございます。

何とぞ慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(山本利壽君) 本案の質疑は後日に譲ります。

○委員長(山本利壽君) 次に、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案及びアジア経済研究所法案を便宜一括して議題といたします。

政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(池田勇人君) ただいま議題となりました重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律は、石炭鉱業合理化臨時措置法が制定されました際に、石炭と競合関係にある重油を使用するボイラーの設置を制限することによって、適正規模の需要を確保して石炭鉱業の合理化達成に寄与するため、昭和三十年に制定されたものであります。

自來五年前、石炭業界はその合理化のために努力を傾注いたして参りましたが、その間経済情勢の変動等の事情もあつて、必ずしも十分には所期の目的を達成し得ないうらみがありまして、しかしながら石炭業界のわが国経済に占める重要性よりいたしまして、その合理化はこれを早急に達成すべき問題であると考えております。

今般、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正いたしまして、石炭鉱業の生産、流通両面にわたる合理化をさらに強力に推進して、昭和三十八年度には、競合エネルギーである重油と十分に対抗し得る態勢を整備することとなりましたが、このためには、さらに一定規模の石炭需要を確保する必要があると見られて、今回本法の期限を更に三年間延長することとした次第であります。

なお本法の延長にあたりましては、石炭鉱業の合理化の達成の障害とならない範囲内におきまして、小型ボイラーを本法の規制対象から除外することとして、中小企業の合理化近代化に配慮いたしますとともに、三年後には自然失効する形式を採用することとした次第でございます。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

次に、アジア経済研究所法案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明いたします。

最近のわが国経済が、高度の成長率を維持しつつ、かつ安定した発展をたどっていることは御存じのとおりであります。その基礎には、官民一体となつての輸出努力による貿易の順調な拡大が存することは申すまでもありません。政府といたしましては、今後とも海外依存度の高いわが国経済を、長期にわたつて拡大発展させるため、貿易拡大のための諸施策の実施に引き続き努力する所存であります。

ところで、最近における貿易自由化の傾向と特に欧州に顕著な地域化の動向の下にあつて、わが国の貿易を拡大するためには、低開発地域、ことにわ

が国と地理的にも歴史的にも関係の深いアジア諸地域の経済開発への協力を促進することによつて、これらの地域との経済交流の拡大をはかることが特に必要であります。このためには、低開発地域の経済、なかんずくアジア地域の経済に関する十分な判断資料が不可欠であります。しかるにわが国におきましては、これら地域の経済に關して適切な判断を下すための基礎的かつ総合的な研究資料は整備されておらず、そのため、アジア地域に対する貿易の拡大あるいは経済協力の促進にあつては、従来から幾多の不便を感じておりました。

かかる情勢にかんがみ、とりあえず、財界、学界等各界からの要望に基づいて、一昨年十二月十九日財団法人としてアジア経済研究所を発足させ、同研究所に対して補助金委託費を交付し、調査研究の業務を実施させて参りました。今回、わが国におけるアジア経済研究の中心機関として長期的調査研究体制を確立し、その内容を拡充強化するため、同研究所を發展的に解消して政府が強力に援助する体制を整え、るとともに、民間の出資をも認め、政府の監督する特殊法人とすることとしたしました。

この法案は、以上の経緯及び趣旨に従ひまして、アジア地域等の経済及びこれに關連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、並びにその成果を普及し、もつてこれら地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的といたしましてアジア経済研究所を設立しようとするものであります。

次に、この法案の要旨を御説明いたします。

まず第一に、アジア経済研究所の資本金は、政府及び政府以外のものから出資金の合計額とし、政府は一般会計から研究所の設立の際一億円を出資することとしたしました。

第二に、研究所の役員として、会長、所長、理事及び監事は通商産業大臣が任命し、理事は会長が任命することとしたしております。なお、研究所の行なう業務は広範囲であり、その調査研究は適正妥当なものであることが要望されますので、参事会を設け、広く学識経験者の意見を取り入れるようにいたしました。

第三に、研究所の行なう業務であります。アジア経済研究所設立の目的に従ひまして、アジア地域の経済及びこれに關連する諸事情に關して、資料の収集、調査研究、現地調査及びそれら調査研究成果の普及等の業務を行なわせることと、必要に応じ、アジア地域以外の地域たとえばアフリカ、中南米等についても調査研究及びその成果の普及等の業務を行なわせることとしたしております。

第四に、研究所の財務及び会計であります。研究所の事業計画、資金計画、収支予算等につきましては、通商産業大臣の認可または承認を要することとしておりますが、これは研究所の業務の公共性によるほか、研究所の特殊法人としての性格上、政府以外の出資者の発言権が認められないうえ、通商産業大臣がこれらのものにかかり研究所の財務及び会計に關与する必要があること等の理由によるものであります。

また、利益を生じた場合、これを配当することなく積み立てることとし、本研究所が営利を目的とするものでないことを明らかにすることにいたしました。

第五に、研究所は、通商産業大臣の監督を受け、通商産業大臣は、研究所に対して監督上必要な命令をなし、または報告を徴し、職員をして立ち入り検査ができることとしたしました。

最後に、研究所の設立に関する事務は、通商産業大臣が任命する設立委員に処理させることとしたしますが、設立に当たりまして財団法人アジア経済研究所の一切の権利義務を包括承継できることとしたしまして、従来から行なつてきた調査研究業務の継続に支障を来たさないようにいたしております。

なお、このほか研究所に対する課税を減免するため各種税法の一部改正を行ないまして、研究所の業務の運営に遺憾なきを期した次第であります。

以上、簡単であります。この法律案及びその要旨を御説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(山本利壽君) 両案の質疑は後日に譲ります。

○委員長(山本利壽君) 次に、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案、以上二案を便宜一括して議題といたします。

これより質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○近藤信一君 過日の委員会でも中小企業庁の長官にちよつとお尋ねしたわけですが、きょうは大任が御出席になつておられますので、大臣にちよつとお尋ねしておきたいと思ひます。中小企業協同組合の問題でございまして、ちよつと協同組合に小組合の設立ができるようになってから今日まで、過日長官からの答弁によりまして、一年有余にわたつておつた四組合しかできていない、設立されてない、こういうことでございしますが、やはりこれに対しては、中小企業協同組合の小組合の指導方法というものが非常に欠けておるのではないか、こういうふうには私に判断するのですが、その点いかがですか、大臣から御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(池田勇人君) 小組合は、お話しのとおりまだ全国で十くらいしかできていないと聞いております。何分にも私はまだその実情を十分存じません。しかしこの中小企業、ことに零細企業の組合化ということは、私はぜひ必要なことと存じますので、今後実情に沿ひまして、小組合の制度が普及し、発達するよう導いていきたいと思ひます。今回提案いたしております商工会等の趣旨もこういう点を考えていきたいという趣旨であるのであります。もちろん小組合ばかりではあります。中小企業、ことに零細企業に対します指導育成をやつていこうと考えておるのであります。

○近藤信一君 今大臣の御答弁の中にありましたように、やはり大臣も、所信表明のときにそれを言われましたが、特に零細企業については、今後重点を置いていきたい、こういうお話を

ございました。そういう点からいいますと、やはり私は、今零細企業が非常に悩んでおる、特にこれは金融面において、いつも問題になってくると思ひます。文字の上においても、いつも法律案等におきまして、中小企業、特に零細企業云々ということが言われるのでありますけれども、実際面において、じゃ中小企業が、金融の面なんかにおいても、そう簡単に道が開かれておるかという、なかなかそういう点、運用の面においてはむしろ難しい点が多くあると思ひます。こういう点について、もつと零細企業をほんとうに育成するということであれば、そういう金融の面なんかにおいても、もつと重点的に考える必要があると思ひますが、この点いかがですか。

○国務大臣(池田勇人君) お話の通りでございます。零細企業に對します金融ににつきましては特に力を入れておるのであります。信用保証公庫への出資——昨年末、これは災害の關係と申しても、十億円を補正予算で計上いたしましたと同時に、今回、十億円のほとんど倍近くの十八億円を出資いたしましたのも、主として零細企業の方々にという氣持でやつておるのであります。また国民金融公庫、中小企業金融公庫、あるいは商工中金等につきましても、貸付原資の増大をはかつておるのであります。私は從來からも考えておりましたが、特に二重構造の問題であるとか、あるいは所得格差の問題等については、今後十分、もつともつと力を入れていきたいという考えで進んでおります。

○近藤信一君 零細企業の金融の面で、今大臣がいろいろ、ことしもある程度みておる、こういうお話ですが、実際、今零細企業が、大抵金融の對象とするのは、国民金融公庫、または中小企業金融公庫、こういうところが對象になるわけですか。で、実際に融資をしてもらおうということになりますと、なかなか簡単にはいかないと思ひます。というのには、やはり国民金融公庫なんかは、無担保ということに貸してもらえるわけでございます。けれども、無担保ということになる、少額しか出ないわけですか。で、やはり今零細企業なんかで、そう大きな金も必要ない、大抵は運賃資金として二十万、三十万、こういうわずかな金であるけれども、それでも満足に借りることができない、こういうふうな面があるわけなんです。こういうときに、やはり、ほかの何か、もう少しいい方法というふうなものがないかどうか、この点お答え願ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 国民金融公庫は原則として無担保が多いのでございまして、二十万、三十万の程度のものでいわゆる零細企業の方には私は相当出しておるのじゃないか、現に無担保で貸して、国民金融公庫の回収率というものは非常にいいのでございまして、あまり欠損がないという状態です。私は理事者ともときどき会つておりますが、まあ限られた貸付原資でございまして、全部が全部ということにはございせんが、大体私は所期の目的を達しつつあるのじゃないかと思ひます。また、国民金融公庫で大口のものにつきましても、あるいは保証協会の方の保証という場合もあるかと聞いておりますが、これはやはり原則として政府機関でございまして、普通の一般金融機関がやるよりなほいいこととはしないだらうと思つております。国民金融公庫につきましても、いわゆる信用保証協会にたよることのないうちに一つ指導していきたいと考えております。

○近藤信一君 この中小企業金融公庫の融資の問題で、今大臣の言われましたように、保証協会の保証ということに、まあ衆議院の委員会でも、これは問題になつておると思ひます。実際中小企業という政府から融資しておる金庫で、さらに保証協会からの保証が必要、こういうふうなことになる、何かそこには矛盾があるようにも感ずるのですが、この点いかがですか。

○国務大臣(池田勇人君) これは私は矛盾とは考えておりません。これは程度問題でございまして、やはり中小企業金融公庫といたしましては、銀行としての、金融業務としての担保率という、保証率ということに考えにやならぬと思ひます。ただその点が、一般銀行と同じようにということでないことは望ましいことと存じます。現実の問題といたしまして、貸したいのだけれどもどうも回収が確保できぬというふうな場合に、例外的にそういうことがあるというところはこれはやむを得ぬのではないかと。しかし政府機関であるから、信用保証協会の保証をとるべきにあらうということでは、かえつて私は、借りるときに借りる人の方が迷惑をこうむる場合があるのじゃないか。やはり具体的な場合々々で考えていきたい。原則としては、普通銀行よりも

もつと簡単に、あるいはなるべくその保証協会の手をわずらわぬようなことが望ましいことだと思ひます。

○近藤信一君 この場合、ちよつとはかの話になりますけれども、お聞きしておきたいと思ひますが、中小企業にしが寄せられるという一つの大きな原因として、この間何か池袋で薬の乱売があつたのです。ああいうふうな、大きな産業資本家が、いわゆる大量生産からストックになる。そういう点で、いろいろな乱売合戦というものが、薬だけじゃなくて、ほかの製品でも往々にあるわけなんです。特に私ども今不思議に思つてゐる、たとえば自転車にいたしてもまた電機製品にいたしても、あらゆる広告を使つて、さらに卸し屋からまた小売屋にしょつちゅう招待、温泉へ招待とかあそこへ招待とかいって、ほとんど月のうちに何回とあるわけなんです。あれがみな今度は小売、中小企業の方へしわ寄せがくることは当然だと思ひます。ああいうのに對するところの何かの規制といひますか、そういう方法は考えられぬものですか。

○国務大臣(池田勇人君) 私は、一つのこれは経済行為でございまして、それが絶対に悪いといふべきものではない。ただ問題は、そういうふうなものが一般消費者に転嫁されるという結果はよくないので、そこはやはり、一般消費者あるいはまた経営者が、悪結果が起きた場合に考え直して、徐々に正していくといふことになるのじゃないかと思ひます。

○近藤信一君 やはりね。一般消費者に私は影響があると思ひます。というのは、小売屋や卸し屋を招待した

り、また物をどんどんくんだり、どれだけ売ったら何をやるのか、洗濯機やるとかテレビやるとか、こういうまあ奨励をしていくわけなんです。そんなところにいろいろ高価なものをやるなら、もっとコストを安くすれば、小売値段というものはもっと安くするのではないかと、こういうふうに考えられるのです。それがもうあらゆる産業に対して行なわれておるといふのが、今日の状態ではないかと私は思うのです。こういう点、私はもっと何か規制する方法があつてもいいと考えるのですが、この点いかがですか。

○国務大臣(池田勇人君) 私はそういうことを規制することが経済全体としていいか悪いかということに疑問を持っております。私は、そういうことはある程度自由競争のあれで、度を過ぎればそれが倒れると、こういうことになる。よく聞きますと、広告費の三倍五倍が売り上げ増になるといふようなことが、こういういわゆる広告激化の原因を来しておるのでございましょうが、これはやっぱり時代の流れでございまして、ときにそういうこともありますが、またそれをやり過ぎて失敗するのでございまして。自然の成り行きで、落ちつくところに落ちつくのではないかと思ひます。

○近藤信一君 その影響がさらに中小企業、特にこれは零細企業のところにしわ寄せがくることは当然だと思ひます。というのは、やはり電機メーカーにいたしましてはほかのメーカーにしましても、やはりその下請けに出しておる。その下請けに出しておるといふのは、やはり五人や三人くらい使つておる小さな工場へ回り回つてくるわけな

んで、そうすると、だんだんと下へ行けば行くほどたいて、そうしてこう値段をうんと下げてくる、請負単価をそうすると、中小企業がそれを無理してもやらなきゃならぬ。その仕事を失つたためには、少しいくら値段をたたかされてもまんしてやつていかなくちゃならぬ。こういう状況になつてくるわけなんです。従つて私は、そういうことは、一般消費者並びに特に零細企業に対するしわとして寄せられるのではないかと、こういうふうに判断するのですがね。この点いかがですか。

○国務大臣(池田勇人君) そういう事実があるというところは私も認めます。これはもう小企業者のみならず、小企業者のところに勤めておる労働者にもそれが及んでおるのでございまして。こういう点につきましては、やはり経済全体を見ながら、親会社もまた下請会社も、そこをやはりお互いに末長く立ち行くような考え方で交渉することが必要であらうと思つております。これを法律で規制するとか何とかということは、なかなか困難なことではないかと思ひます。

○近藤信一君 そういふようにだんだんと下にしわ寄せが来る、こういう状況があると思ひます。だんだんと工賃を安く安くと、こういうふうに考えるのですから、下請はさらにその下請へと、こいくと、今私の方の地方でもございまして、農村へだいが進出しておる、工業が、農村では、納屋を直して工場にして、そこにまあ小さな小ダライやターレット等を、二台か三台の機械を入れて、仕事をとつてくる。そうすると、やはり農村ですから、こ

れは本業の片手間にまあやるわけなんです。で、そこに持つて行けば安くやれるから、そこへ必然的に仕事は向いていく、こういうふうになると、都市における工業がだんだんと農村に入つて――農村の工業化といふことは私は反対じゃございせんけれども、だんだんとそういうふうな農村へ行つて、だんだんと従業員の賃金も下がつてくる、こういうふうな状況が見られるわけなんです。これらに対処するところの何らかの方針を政府としても将来考えていかなきゃならぬのではないかと思ひますが、この点いかがですか。

○国務大臣(池田勇人君) 私は、農村へ向かつてそういう下請の進むといふことは、国全体としていいことじゃないか、こう考えております。それによつて賃金が下がらぬ問題もありましようが、長い目で見たら、賃金問題は別として別に解決していく、農村の工業化といふことは望ましいことだと思ひます。

○近藤信一君 農村の工業化は私も賛成なんです。しかし、二、三台の機械を入れてまあ家内工業的にやると、その請負単価というものがだんだんと切り下げられてくる危険性があると私は思ひます。この面についてどうですか。

○近藤信一君 私は将来をいろいろよくに農村が工業化していく面について、やはり政府としては、あまり労働者にしわの寄らない方法で指導していく必要があるのではないかと考えるのです。従つて、政府はそういう面に対する何かの考え方を持つていらつしやるのですか。

○国務大臣(池田勇人君) 別にそういう問題につきまして、こうしようといふ考え方は今ございせん。

○近藤信一君 私は、将来をいろいろ発展を政府はただ傍観しておるといふのじゃなくして、善意な方法で指導していつてもいい、こういうふうに私思ひます。農村の工業化については、将来――従来もいろいろと呼ばれた点であるから、私は農村が工業化していくことは非常に望ましいと思ひつけ、間違った方向でこれが発展していくと、また経済に大きな変動を及ぼすような危険性があると思ひます。この点一つ政府としてもよく考えて指導していただきたい、かように希望いたします。

○島清君 中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律の中に、事業協同小組合を加へたい、こういう改正の御趣旨のようでございますが、私たちが先年中小企業団法を審議成立をせしめたその過程におきまして、零細企業に対して政府は格段の助成措置を講じてほしい、こういう要望を特に野党側から熾烈に要望いたしました。私は条文をたゞいま記憶にはございせんが、この小組合に対しましては、税制等の関係においても特別の措置を講ずるよう、確かに法文化までしてあつたと記憶をいたしております。そこで、

税制的な措置は大蔵省の所管でございします。で、通産大臣に直接はその責任を求めるとは無理かと思ひますけれども、この小組合に対してそのような要望がなされたことについて、通産省としては大蔵省にどういふような折衝をされたか、その成果については具体的に現れておりませんので、その折衝の経過等について御説明が願へたらと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 通産省といひましては、大蔵省に、こういう法律ができておるのだからという要望はしておるのだらうでございまして。たゞいま御承知の通り税制調査会の審議が行なわれ、通産省としても再度申し出ることにはいたしますが、何分にもこの中小企業等協同組合法の二十三条の三を見ますと、「政府は、事業協同小組合の組合員に対し、税制上、金融上特別の措置を講じなければならぬ。」、こういう組合員といふことになりまして、この組合へ入つておる人といつてない、人の租税上の不公平を来たすといふことが、私は税の立場からなかなかむずかしいのではないかと。小組合といふものが非常にたくさんできて、そうして相当の活動を、という場合におきましては、ある程度認めるかもわかりませんけれども、今申し上げたように、全国で十くらいのところまで小組合の組合員にどういふところまでとは、なかなか税制上むずかしいのではないかと。金融面につきましては、これは特別の措置ができると思ひます。申し込んではおりますが、法律上なかなかこれがやつかいではないかと思ひます。しかし国会の意思でございしますので、通産省にいたしましては重

ねて今後も要求していくつもりでございます。

○島清君 たいませつかく大臣の御答弁でございましたが、そういうふうな表現をしております精神は、この小組合に該当するような組合員という限定したものに對して、金融上、税制上の特別の措置を講ずるというのではなくして、それらに該当するような零細企業に對して税制、金融の特別の措置を講じなければならぬという趣旨だと思つた場合でも、そういう趣旨において私たちは私たちの意見を述べておつたということをいまだに記憶をいたしておりますので、もしかりに大臣が大蔵省等に折衝されるときに、その法文の上で十分に零細企業に對して金融、税制の面において措置を講ずることができないというところでございしますならば、その税制面について補強をいたしまして、さらにその精神を十分に施策の上に反映をするようにしていただくかなければならぬと思つたので、大臣は今近藤委員の質問に對して、何か小組合というものは十ぐらゐしかできていない。そうすると、組合員に限定をして金融、税制の措置を講じなければならぬということになりますという、今大臣が御答弁になりましたように、これははなはだむずかしい問題でございますが、もしかりにその条文において、われわれ委員が希望いたしましたことがそういうふうな施策の上に反映することがむずかしいというところでございますならば、それを容易にするために、あるいは法律の改正であるとか、あるいはまたそういう零細企業に對する法文的な配慮と

いうような抵牾の解釈からいたしました、そのような零細企業に對して金融、税制の面から特段の措置をお講じになるお考えがあるかどうか、その点お聞きをしておきたいと思つた。

○國務大臣(池田勇人君) これは私はこの小組合に對して課税上、税制上の措置というのだったら別に案にいくのではないかと思つたが、これを組合員を對象とすることにすると、小組合に入つた人と小組合に入らない人とが非常に税の負担が違ふようになってくるといふのは、なかなか税制上できにくいのではないか。組合の方の軽減ならこれは割合に案にいくんではないか、こういう氣持を持っております。しかしこの趣旨も今島さんのおつしやつたように、一般零細企業の課税に對して税制上特に考へる、こういうふうな趣旨が根本におありするならば、これは全く同意でございます。私はそういう零細企業の課税につきましては、思い切つてやはり減税していくのがほんとうだと思つた。このことは今せつかく税制調査会で検討いたしておりますので、私は零細企業に對します減税の措置がとられることを期待し、それに向かつて努力を続けたと思つた。

○島清君 ぜひただいまの大臣の御答弁のように、そのように一つ御検討願ひたいとお願ひをしておきたいと思つた。

それから中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案に原案を、産業特別会計からですか、それを十八億資金源に求めたい、こういう改正の趣旨のようでございますが、資金を拡大されることについては、私たち同様は大

へんに賛成でございます。だが産投の方はたしか、私の記憶に誤りがなければ、この財源というものは非常に不安定なものだと思つたが、たとえばバナナの差益金の吸収をしたり、パイナップルの差益金の吸収をしたりするやうな財源ではなかつたかと思つたので、そういう不安定な財源に原資を求めるといふことが、特に中小企業は非常に不安定と言われておりまして、その中小企業の振興育成というものは、その安定化ということにありまするので、特にその不安定要素を求めたております財源に、その原資を求めたことについては、何か一つ安定的な財源がありやうなものだ、また当然にそれは考えなければならぬものだと思つたのですが、具体的にどうも強固な財源をどうして求められないで、そういう不安定な産投などにその原資をお求めになつておられるか、そこらのお説明を願へたらと思つております。

○國務大臣(池田勇人君) 産業投資特別会計の財源は、決して不安定なものじゃございません。それは一部例外的にバナナとかいろいろなものが入つておられますが、これは例外的のものでございします。産投会計には開業銀行への出資も相当ございします。これは決して不安定なものじゃございません。バナナとか何か変なものも申しまして、も金に違ひないのでございますから、そういうものが入らなくなつたとき、これは保険公庫の方に金が出す金がないのじゃないか、こういう心配は私はないと思つた。産投には相当の出資財源がございします。

○島清君 そのあれですが、まあ大臣が進めておられます為替・貿易の自由化が進んで参りますという、バナナの収益にいたしましたも、パイプの収益にいたしましたも、それはゼロにはならないにいたして、少し減るというところは予想できるわけでございます。ですから、こういうものが減りました場合に、ただいまの十八億を拡大していかねばならぬものを、將來に悪い影響を及ぼすやうなことがあるのではないかと、そういう心配は基づいて、私は大臣に御質問を申し上げたわけなんです、そういう心配はいささかもないものと、こういう工合に大臣の御答弁から受け取つてよろしいわけなんです。

○國務大臣(池田勇人君) これはもう産投がなければ一般会計から出してもいいことなんです。今産投会計でそういうことをしておりますから出していただくでございします。バナナとか、パイナップルのカン詰の収益が大元をなしているものじゃございません。これはどこへもついていきやうがないからあつて、もつていつたので、本体は産投会計が出資、貸し付けたものの回収、入つてくる利益金から出すのが本筋でございします。バナナとかパイナップルとか、ああいう金は私は自由化したらだんだんなくなつてくることを期待いたして、いるのであります。これは収入の目的にやつて、いるのじゃない。ああいう曲がつたことは、私は徐々にやめていきたい、將來は——今すぐというわけには参りませんが、やめていきたいという考えをもっております。

○委員長(山本壽君) そのほかに御質問ございせんか。

○川上為治君 この中小企業信用保険公庫法の改正の問題につきまして、十

八億の増資をされて、保証協会にこれを融資するということはまことにけつこうだと思つて参りますが、こういう場合には、来年度におきましては、保証の料率はどの程度まで下げられるというこゝろになりましようか。実は中小企業に對する金利は、御承知のごとく、非常に高いわけでございます。さらに、これに對しまして、保証料率がかかるというところになりますと、ますますこれは金利が高くなるわけなんです、そういう点からいいますと、保証料率は相当これは切り下げるべく努力しなければならぬと思つた。けれども、たしか三十一年度は年利が二分三厘一毛程度になつて、この十八億年度出しまして、大体どの程度にこれが下がるといふことになりましようか。また、今後におきましては、金利その他の面から見まして、どの程度までこれを引き下げるということが最も妥當な線であり、そのためにはどれくらい今後原資をふやすといふやうなことになるまいか、その点を一つお伺ひしておきます。

○政府委員(小山雄二君) 保証料はなるべく下げる方針です。今度の融資財源の作業もそういうことをねらつて、いるわけなんです。今御指摘の通り、三十一年度は二分三厘、現在三十四年度は、推定でございしますが、約二分でございします。その間三年間で約一四％下がつております。今回四十八億増資をいたしました結果、どのくらい下げられるか、見込みでございますが二厘下げ、一分八厘程度までにもつていかれるのではないかと、これは推定でござい

○川上為治君 私はこの保証料率につきまして、なるべくと下げるように今後一つ努力していただきたいと思ひます。それを特にお願ひを申し上げておきます。

第二の問題として、融資保険制度をだんだん廃止して、融資保証保険の方へ切りかえていく、これはまた方針としてはけっこうなんです。が、融資保証につぎましては、いつこれを全廃することになつておりましたら、また融資保証を全廃することによつて、かえつて融資保証に非常な損害を及ぼすというふうなことは、最近の、今までのいろいろな事情から見ましてないでしょうか、どういふことになつておりましたら、その点を一つ。

○政府委員(小山雄二君) 融資保証と普通保証は、まあ逆選択といふこともあつて、なるべく包括して保証保険になるという方針もつていきたいと思ひます。現在の計画では、三十六年度から融資保証はやめたい、そのためには信用保証協会が包括保証の方にどんどん入つてきてもらなければならぬ。昨年今年にわたつては相当多数の協会が包括保証に入つてきておりますが、まだ少し残つております。極力その方に追ひ込みまして、三十六年度から実施したいという方向で検討しております。

○川上為治君 今の融資保証を普通保証の方へ切りかえる、特に包括保証の方へ切りかえていくということなんです。が、包括保証の第二種の方は、五十幾つかの協会のうちで三十ぐらいしかまだ入つていないようです。

が、これはいろいろな点からみまして、たとえば保証の料率の問題とか、あるいはこの危険の負担の問題でありますとか、そういういろいろな点からいまして、少し保証協会の方が利用するに非常にむずかしい点があるんです。これをある程度改正して、そして包括の二種につきましても相当これを利用できるようにやろうというふうなお考えがあらましようか。

○政府委員(小山雄二君) 包括保証に入つております協会は、三十三年度には第二種の方は三つであつたと思ひます。それが現在では三十一にふえております。五十二協会ですから二十一年ばかり入つてないわけですが、これに入れば中小企業者のためにはいいことは明らかでございますが、協会の運営を非常にかたかくやつていくといふ人からみますと、保険料が損するといふような何かあるわけですが、その調整は、法律にも、何といふんですか、事故率が多いところと事故率が少ないところと、保険料が損する得するといふようなことを調整するような規定もございます。将来そういう点も研究いたしまして、それを動かしまして、自分の協会だけの損得から入らないといふのは理屈に合わないもので、大勢もどんだん包括二種の方に入つていく大勢にごさいいますから、そういう方向でなお一段と指導いたしていきたいと思ひます。

○川上為治君 私は融資保証制度を近くやめて、それから保証保険の方へどんどんこれを移行していく、そのうち特に包括保証の方へ移行していくといふようなお考えでありますけれども、これはいろいろな点からみま

ば、やはり包括保証について、第一種もそうですが、第二種につきましても、今の保証料率の問題とか、損補率の問題とか、そういうような問題については、十分一つ考へていただいで、この制度がますます利用されるやうに、一つこれからの格段の努力を払つていただきたい、そういうふうにお考えます。

○国務大臣(池田勇人君) お説ごもつともでございますが、私は零細企業金融にはこれが一番必要だと、こう考へておりますので、その方向で進んでいきたいと思つております。

○栗山良夫君 大体ただいま提案になつて法律案は、中小企業に對して信用度を高めていくという方針でありますが、わが党ももちろん賛成をしていくわけでございますが、ただ一つこの点で何つておきたいことは、こういう計画といふものは、大体従来の流れをずっと追つていくわけですが、そうして従来のシステムを増強しながら、中小企業者の要望にこたえていくと、こういうことでありますが、ここで今考へなければならぬことは、貿易の自由化といふ新しい問題が起きて来たわけですが、

大企業の下請系統の中小企業、あるいは中小企業が専門としておる業態によつていろいろな違いがあらましようが、そういうものを若干区分けして、どういふ認識のもとにおられるか、これを伺いたいと思ひます。そしてその認識いかんによつては、中小企業対策といふものは、従来のシステムをずっと拡大強化していく程度のものでいいのか、ここで抜本的なやりかたの手を考へなければいけないのか、あるいは、そういう二段階的な考へ方をしなければいけないと思ひます。ですから、この二点について何つておきたい。

○国務大臣(池田勇人君) 中小企業に對する影響は、ただいまとりました自由化で影響はあまりございませぬ。ただ問題になるのは繊維関係でございませぬ。御承知の通り、今までとりましたの大部分原料についてのあれでございませぬ。中小企業に直接に影響はございませぬ。それからあと残る石油、石炭、砂糖につきましては中小企業に對しての影響はあまりございませぬ。ただ問題は、繊維関係と機械関係でございませぬ。機械関係のものにつきましては、種々雑多でございませぬ。それからまた原料、資材以外の消費物資の自由化、これによりまして影響が、これは農産物関係につきましては、これは別にいたしまして、中小企業に影響する場合は相当あると思ひます。しかしこれはやはり今後いつやるともきめておりませぬから、経済全般を通じて、また機械なんかにつきましても機械工業、あるいは自動車工業なら自動車工業は生産体制、合理化等を見ながら、自動車の輸入をある程度徐々に解除し

ていく、こういうような方法でいく。今原料については自由化をやつておりますが、これにつきましても、繊維以外はあまり中小企業の影響はない。たとえば中小企業と関係のある皮革なんかについて、自由化したら大へんですが、これは日本の皮革と外国の皮革はおのずから分野が異なるのであります。外国の皮革でも今ではAA制をとつております。ドル地域からの輸入が非常に多いのでございまして、アメリカからの、ドル地域からの分を自由にしても中小企業に大した影響はないで、非常にみんな御心配になつておられるようでございませぬが、繊維関係を除きまして、中小企業に影響があるのはいわゆる機械、それから次は一般消費物資の問題、たとえば先般もアメリカのある実業家が参りまして、コカコーラの問題を自由化してくれと申しますが、これは自由化いたしました。清涼飲料部門に相当影響がございませぬ。今入れておりますが、特定の場所から飲むことだけにしております。こういう問題はさしむき中小企業に影響がございませぬ。自由化になるなら、これも自由化になるんだと、こう考へてなりました、そうじゃないのであります。国内のものを十分見まして、おいおい中小企業にさしたる影響がないかどうかといふことを見きわめたいとなかなかいかぬことです。今の原材料の輸入につきましても、直ちに中小企業はどうかといふことは少し驚き過ぎる状態ではないか。繊維関係につきましてはそういうことで、その他の問題につきまして、その他の原料の自由化につき

ましては、あまり大した影響はござい
ません。

○栗山良夫君 まあ、われわれがただ
いままでも勉強してきましたところも、
ごく概略的に言えば、大臣の御答弁に
なったことを理解できると思いますが、
その中でやはり一番問題は繊維だ
と思えますね。繊維を大臣は来年の四
月までに自由化するとおっしゃって
います。ですから繊維業界というものは、
相当に動揺を起していると思はれて
いるわけですね。ですから繊維業界は
大手の紡績等は別として、機織か
らさらにメリヤスその他の加工業者ま
で見ますれば、もう中小企業は相当な
ウエイトを占めておる。で、この繊維
関係の中小企業対策だけを考へてみま
しても、従来の行き方だけではいけな
いのではないかと、この前、神武景氣の
あつたに、繊維関係の商社が相当倒産を
しました。またことし一月になつて
から繊維業者の倒産は相当にふえて
おる。これは具体的にふえておる。商社
が倒産するということは、やはりメー
カーにも影響をするわけですから、
従つて具体的に来年の四月ということ
はきめられたのでありますから、大臣
に繊維に限つてまずお尋ねしたいの
は、今の繊維の動揺がおさまつて安定の
見通しが来年の四月までにつけばけ
つておるが、もしつかないか、とくに
は繊維の自由化はさらに若干延長せら
れる、そういうお気持があるか。もう
理由はどうかと、とにかく来年の四
月には断行する、こういうお考えで
あるかどうか。それからまた動揺を押
える方法として、羊毛、綿花の輸
入は自由化する、しかし国内における
紡績あるいはメリヤス機械等の機械の

機数の制限を何らかの方法で現状に維
持していく、そうしてこれ以上に過当
競争的な過剰生産が絶対にないよう
な、そういう措置を講ずる、これに
よつて安定させる、こういうお気持で
あるのか。その辺のところをもう少し
明確にしたいと思ふ。

○国務大臣(池田勇人君) 御承知の通
り、繊維関係でA制にするというこ
とにつきましては、二、三カ月業者の
間に十分協議させまして、そして大体
全員一致という程度で、そこで措置を
きめたわけでありまして。今、商社が破
産しておるということをお聞きします。

繊維関係商社が破産しておるというこ
とを聞きますが、今、繊維関係全体か
ら申しますと、糸安の製品高とは申
しません、製品が普通の状態になつ
ておる。だから機織の方、機織は各
地とも非常にいいです。糸を持って
おる人がかなり困つておる。A制に
対しましての関係で、綿糸関係がある
程度思ひをしたらと申しますが、予
想以上下がつて参りました。そうい
うのがございまして。繊維関係自体とい
つたしましては、機織の方は非常に好景
気、糸の方がある程度痛手をこうむつ
ておるようでありまして、これは私は
徐々に落ちつくと思ひます。また毛糸
も相当下がります。下がつておる
ますが、これはいろいろな仕手関係等
があつて、思ひの関係をあつてい
ると思ひます。従つて私は来年の四
月から綿花、羊毛を自由化するとい
うことを考えるべきと思ひます。

従つてこれが対策といたしましては、
今お話しのように、綿花、羊毛がど
んどん入つてくる、あるいは商社割当、

生産者割当等々がもうはずされてしま
うのですから、急に入つてくるという
ふうな場合には、商社の方の自主調
入にやつておきます。しかし今後にお
きましては、メーカーと一緒に自主調
整ができるように輸出取引法を改正
いたしたいと、今案を練つておるこ
ろでございまして。それから原材料が十
分入つてきたときに、今度は紡績、機
織の取り締まりをどうするか、とい
うことは、これは前にも触れましたが、
今御承知の通り、格納封緘等をして
生産の制限をしておりますが、こ
の考え方は今後も続けていきたい。
で、それに要する繊維工業設備臨
時措置法、これは改正は今案を練つ
ておられます、本国会に先ほどの輸出入
取引法の改正と二法案を提出する考
へでございまして。従ひまして原料の輸入
につきましても、ある程度の調整を加
えます。またそれを製造する設備に
つきましても、これは永久ではござい
ませんが、過渡的な問題でございま
す。それから、非常な変化が起つて、わ
が国の繊維工業の実体が悪影響がある、
輸出に非常な悪影響がある、また国内
物価の急変等を阻止いたしたいと考
へておるのであります。

○栗山良夫君 ただいまのお話を承り
ますと、自由化は一応来年四月に断行
する、繊維業界の動揺を安定させる方
法としては輸出入取引法を改める、一
方紡績、機織の機数の封緘制度をす
とさらに実施していく、こういうこと
であると、自由化と輸出入取引法とを
チェンジしただけで一向に改まらない
、現状には何ら変更が生産面ではな

いように思ひますが、一体利益はど
にありまして、その自由化をそこまで
やつて急ぐ……。ほんとうの自由化な
らば、紡績、機織の封緘解除までやつ
た方がいいと思ひますが、そういう
とはしない、そうして自由化をや
る、封緘維持だけでは困るんで取引法
の改正をやる、こうおっしゃるという
と、どうも私もそこそこ筋道
というものがよくわからないのです。
何のために自由化をやるのか、その理
由がよくわからないことになりま
す。どういふことになりましてか。

○国務大臣(池田勇人君) これは割当
をやめて、そうして輸入調整とある
いは設備制限、これは同じことじや
ないかというふうな御質問でございま
す。これは同じでないのです。そこ
に経済のおもしろさといふことがあ
る。これを、こつちをやめてこれをや
るんだから同じだ。決して同じじや
ない。お話しのように、これをやめて
あと全部開放にしたらどうだ、こう
いうことをやたら大へんでございま
す。そこが経済の私は妙味だと思ひ
ます。そこをやっていくことが、今日
の置かれた産業界としての現状であ
るのであります。もちろん自由化でござ
いますから、全部自由にしてしまつ
たらいいじやないかといつても、そ
うはなかなか今までの情性でいかに
んです。自由化してこつちを制限した
ら同じじやないか、これは決して同じ
じやない。同じでないから、いろいろな問
題が起きているのであります。

○栗山良夫君 そうすると、紡績、機
織の封緘制度の継続はわかりませんが、
輸出入取引法を改正しようと思ひま
す。自由化と輸出入取引法とをチェ
ンジしただけで一向に改まらない、
現状には何ら変更が生産面ではな

いである、輸出と輸入面の改正の要
点はどんな点でございましてか。
○国務大臣(池田勇人君) 今いろいろ
考へておりますが、今の繊維関係
でございまして、輸入の点を申し上げ
たのでございまして。今輸出入取引法で
輸入業者の調整だけはきめておる。輸
入業者については輸出取引法での
調整は規定しておりますが、メーカー
の方の調整を規定してありません。従
ひまして今までは商社あるいはメー
カーに割当てておりましたが、今度
商社だけの綿花、羊毛の調整を取引法
でやりました。製造業者が勝手にど
んどん入れるということになります
と、それは意味をなさぬようになりま
すから、今までの商社のみならず、今
度はメーカーも加へて調整をいたし
ていこうと思ひます。

○栗山良夫君 そういふ構想になりま
す、今の政府の御説明では、自由
にして安い原材料を入れれば、その原
材料はそのまま消費者のところまで利
益が及ぶようにならうに言われてい
る。安い原材料でくれば消費者は安
く買える、このうたい文句が、そこ
でしほるといふと消えてしまふんじや
ないか、輸入業者も製造業者も、ある
一つのカルテル行為をやつて、そう
してしほる、紡績も機織も封緘制度を
維持する、そういうことになれば、消
費者の面からいつても現状とほとんど
変わらないんじやないか、消費価格
の面では、これはどこへ利益がいく
かといふことを探求しなければなら
ない。現実には安い材料が入つてく
るだけ、それは事実です。それでしか
もこういふような都合が行なわれて、
生産数量は今まで通りに調整でき
るということ

になると、どこに一体利益がいくか、そこがまだ探求が私には足りないんです、そういう場合においても、大企業と中小企業とどちらの方が利益率が多いか。

○国務大臣(池田勇人君) 先ほど申し上げたように、数字でこつちかこつちかかという問題じゃないのであります。そこで棉花なら棉花を輸入するときに、商社あるいは製造業者と一緒に調整したならば、その調整の度合いでございまして、これは過当に輸入競争の起こらない程度にしなければならぬ、それからまたわが国の置かれた現状といたしまして、安いものであれば何でもかんでもみんな競争して持つてくるというわけにいかぬ場合がございまして、やはり輸出を考へます。そういう点を業者の間で十分調整していくように、しかしこれによりまして、今まで多かつたときの三割とか二割とかいうふうな割当による不当な価格というものはなくなることはたしかでございまして、私はこれだけでも相当の改善になると思ひます。しかし自由に輸入して、とにかく最小限度の調整でございまして、その間に今までのように切符でやつておるといふことよりよほど自由な姿になる。初めから調整するといふ意味じゃなく、過当な輸入競争が起こつて、そして非常にこちらの原料価格をむやみに下げたり、上げたりするといふことのないように、最小限度の調整といふことでございまして、今までのようににびしやつと切符でやるよりよほど自由な姿になつてくるのでございまして。

○栗山良夫君 大臣の今の御説明をずっと拝聴して見ますと、中小企業にはとりわけ述べなければならぬような打撃はないであらう、こういうことになりまして、自由化そのものは、資本主義の合理性を徹底的に貫いていく方法なんです。ですからこれは言葉で非常に強く言うならば、弱肉強食の一番露骨な面が出てくるわけなんです。ですから資本力が弱い経営能力の弱い中小企業が打撃を受けることは常識的にはつきりしてゐる。それにもかかわらず、打撃がないとおっしゃるのであります、さらにいろいろ勉強をして、またお尋ねしなければならぬと思いますが、かりに中小企業に自由化をした結果相当に悪い影響が出てくる、こういうことがはつきり出てきたときには、今政府のおとりになつてゐる中小企業政策に何か特段の措置をおとりになる用意があるのでしょうか。どうでしょうか。

○国務大臣(池田勇人君) 私は自由化したために、中小企業に對しまして、紡績の方で申しますと、まあ中小資本、十大紡と新々紡との差は、これは出て参ります。それはいろいろ基礎条件の違いもございまして、それから資本力の違いもございまして、技術面、設備面の違いもございまして、そういうところの場合においては、やはり強いものが得をするという格好になるかも知れません、今のように、今度御審議願ひことにいたしておりますが、中小企業業種別振興法とかいろいろある、あるいはまた金融面その他の組合関係の調整を強化いたしました、このしわを最小限度にとどめる、とにかく自由化といふことが本来の姿であり、これが私

は一般大衆の利益になるといふことであるならば、踏み切つてやつて、そうしてしわの部面では別個にこれを伸ばしていき、こういう方法を考へてございまして。

○栗山良夫君 私はたゞいま問題になつてゐる信用保険公庫の方の質問はこれでいいのですが、あと振興資金助成法は、これの始末がついてからあとおやりになりますか。それともこれはきより一緒に並行に質疑いたしますか。どういふことですか。

○委員長(山本利壽君) どちらもきよりあげていただきたいと思つて皆さんやつていただいたわけですから、これは一括です。

○栗山良夫君 一括ですか——それじゃこちろの方を今度ちよつと。中小企業振興資金助成法の一部改正ですね。この中で特にお尋ねをいたしておきたいのは、工場の「汚水処理施設に係る貸付金の償還期間を延長する必要がある」と、こう書かれておりますが、その中に「償還期間は、七年をこえない範囲内で政令で定める期間」とありますが、政令では何年とお定めになりますか。

○政府委員(小山雄二君) 七年にするつもりでございまして。

○栗山良夫君 七年にする。そうですね。それから汚水の処理の問題は、まだ二、三年前に、三十三年度でしたか、法律案が、工業用水の問題が非常に問題になりました、できた法律に基づいてゐるわけでありまして、その当時法律案を審議しましたときには、何しろ急遽作られた法案で、実際にどういふようになつて運営がなるのかも質疑

では明らかになつておりません。実際にそれがどういふことになつてゐるか、二、三お尋ねをいたしたいと思ひます。

その一つは、公共用水域の水質の保全に関する法律といふものがあります、そこで企圖庁の長官は、指定水域の指定とか、水質基準の設定、そういうことをするために、水質の調査に関する基本計画といふものを作らなければいかぬといふことになつておりますが、その基本計画なるものは、もうできてゐるのかどうか。基本計画といふのはできてゐるのかといふことがまず第一点。

○説明員(藤岡大信君) ただいま専門委員会を作つて調査をいたしております、現在まだ基本計画はできておりません。

○栗山良夫君 もう一年以上たつてゐるわけですが、いつできますか。

○説明員(藤岡大信君) 現在の見通しをいたしましては、いつできるかといふことは明言できない状態でありまして、三十五年度予算に当たりまして、この基本計画を作るべく大いに努力をいたしたわけでございまして、三十五年度予算に入りましたので、三十五年度予算には間に合はなかつたわけでございます。なお、引き続き継続して審議いたしておりますので、近い将来に基本計画ができるものと思つております。

○栗山良夫君 そうすると、指定水域と、それから水質基準ですね、これはもうできておりますか。

○説明員(藤岡大信君) 指定水域につきましては、三十四年度に水域の調査

をいたしております、その水域の調査が終わつて、これに基づいて指定水域の指定と水質基準を同時に各地域ごとに定めることになつてゐるようでありまして、それで、現在まだ調査中ではございまして、この調査が終わらないと、その指定水域の指定及び水質基準を定めるわけには参りませんので、この四月以降にその指定水域及び水質基準の設定が行なわれるものと思つております。

○栗山良夫君 四月以降といつたらいつのことかわかりませんね。いつまでにと、こう言つてもわからない。

○説明員(藤岡大信君) これは、所管をいたしましては企圖庁で所管いたしておりますので、私自身あるいは通商産業省で決定するといふ事項ではございせんが、われわれが聞いております範囲内におきましては、今年度の調査が終われば、終わったものから逐次整理をいたしまして、案ができれば、できたものからやつていくといふふうに聞いております。

○栗山良夫君 第七条には、指定水域の指定とか、水質基準の設定、そういうものについて公示しなければならぬことになつておりますが、そうすると、今までは一つも公示されたものはないといふことですか。

○説明員(藤岡大信君) 現在までに公示したものはございせん。現在調査しております水域は、三十四年度に石狩川、利根川、木曾川、淀川、雄物川の五河川でございまして、それについて調査を行なつておりますので、先ほど申し上げましたように、調査を完了して公示するといふ段階に至つたものは現在ではまだございせん。

○栗山良夫君 そうしますと、工場排水等の規制に関する法律というのですね、同時にあのとき作りました法律の第十二条に「汚水等の処理の方法の改善等の命令」というものがあります。が、これをまだおやりになったことはどこもないということになりますか。

○説明員(藤岡大信君) まだ現在ございません。

○栗山良夫君 そうすると、今のお話だとすると、本年一ぱいは水域の指定も水質の基準もやらぬというわけですね。できないというのだから。従って、排水等の規制に関する法律という十二条の命令も出ていない。本年中にも出る見通しはない。こういうことになるので、振興資金助成法だけで汚水処理施設にかかる期間を延長する必要があるというふうに言われたのです。これはちつともそういう必要など起きていなかったのじゃないですか。これから起きるわけですか。どういうことですか。

○説明員(藤岡大信君) 現在ではその必要はないわけでございます。三十五年度早々に指定水域になりますと、その指定水域になった日から直接この規制がかかりますので、その事前の措置として予算措置をしたのと、それから三十五年度には当然指定水域になるものと予想して予算措置をいたしております。

○栗山良夫君 ですから私は、水質の問題は、九州の水俣を初め、全国的にずいぶん問題になって、三十三年に法律ができています。これを非常に急にでもらいたい。現に各地において当事者間で係争中のものがあるのですから、紛争中のものがあるわけでは

から、急いでもらいたい、そう申し上げたのですが、技術的に非常に困難なことなのかもしませんが、結論がなかなか出ない。そこで結論が出て、公示になる期間も、非常に何というか、怪しげな期間と私は拝聴したのですが、ね。従って、法律で新しく期限延長をおやりになる用意というのはいくつこうでしようけれども、もう少し調査なり水質基準の決定なりというものを急いでもらいたいと思はれます。これは急いでもらわなければどうしても困る。それからもう一つは、水質の基準とか、あるいは指定水域、こういうものは、これからのこと、法律に基づいてやることですから。現に悪水が流れて、各所で問題の起きているやつですね。だから、工場は自主的にいろいろ自分で手当てをしております。問題を解決するために、そういうものは、これには入らないわけですか。補償の対象には入りませんか。法律で定める。

○説明員(藤岡大信君) 法律の中に、第二十一条に和解の仲介という制度がございます。現在法律が施行されていらない場所でありまして、和解の仲介という手段で解決するように法律に定められております。

○栗山良夫君 第十六条の「国の援助」というのがあるでしょう。「国の援助」、これが適用になっていくかどうかというところですね。

○説明員(藤岡大信君) 助成措置の方は別にこの法律の施行を待ってするといふものではございませんので、一般的に対象になるようになってござい

ます。

○栗山良夫君 私が伺いましたのは、当事者間に紛争が起きた場合に、和解の仲介等は、この法律に基づいてもう現におやりになっておる、こういうことですね。そういうことであれば、国の援助等も、現実にもう問題が起きてい

るわけですから、おやりにならないわけはいかぬのではないかと、一つの法律が国会で可決成立すれば、全面的に発動していかねばならぬのに、今聞いていると、国の援助の方はまだ発動していないのだ、この法律とは関係ない、和解の仲介の方は、これでやっていい、こういうことは、一体首尾一貫しないじゃないですか。

○説明員(藤岡大信君) 汚水の処理施設に対する助成措置といたしましては、法律に基いてございまして、固定資産税の免税措置もいたしまして、地方税の免税をいたしております。それから特別償却をやっております。それから特別措置法の施行令の第五条によりまして、三年間五割増しの特別償却が認められております。そのほかに、これは直接のあれではございせんが、特別都市下水路の事業といたしまして、予算としては、建設省についてございまして、国が補助をいたしております。そのほか試験研究補助金が工業技術院から出されております。三十四年度はこれに對して九百万円の補助が出てござい

ます。

○栗山良夫君 ですからそういう今まで出てくるものについて、この法律の第十六条に該当するものとして、今提案になっておるこの振興資金助成法の一部改正が成立した場合には、もう直ちにこの貸付金等の償還期限が七年

に延長できるかどうか、先ほどのお答えだと、水域の指定が行なわれ、水質基準が本年度中に一応調査が終わって、三十五年度に公示になる、公示になってからこれを適用するんだ、その準備だと、こうおっしゃったですね。ところがこの法律は今国会で成立するでしよう、みんなが賛成すれば、そのときにはすでにこの法律の十六条によつて期間延長七年やつていいわけじゃないですか。

○説明員(藤岡大信君) 準備と申し上げましたのは多少語弊があると思ひますが、現在までに指定水域になつてないために、申し込みがあまりないわけでございます。で、実際に指定水域になれば、相当申し込みがあるであろう、という、そういう準備という意味でございまして、法律的には、もちろんこの国会で御承認をいただければ、直ちに発動するわけでございますので、今仰せられましたようなことになると思ひます。

○栗山良夫君 法律の条文に従つて聞いているのに、だろつというの、不明確じゃないか。

○説明員(藤岡大信君) なります。

○栗山良夫君 まあちよつとそこに疑問を持ったのです。

○委員長(山本利壽君) 他に御発言はございませんか。——他に御発言がなければ、両案の質疑は終局したものと認めます。

それでは、まず、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明かにして述べを願ひます。——別に御発言もなければ討論は

終局したものと認め、これより採決に入ります。

本案を可決することに賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本利壽君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(山本利壽君) 次に、中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明かにして述べを願ひます。——別に御発言もなければ討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

本案を可決することに賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本利壽君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、ただいま可決すべきものと決しました二案につきまして、議長に提出する報告書の作成等につきまして、慣例によりこれを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本利壽君) 御異議ないものと認めさう決定いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十五分散会

二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月八日)

全雇用のための国土総合開発生産大
業実施に関する諸願

し、又は水温を上昇するために使用するボイラーをいい、火炉、燃焼装置その他の附属設備を含む。以下同

第一章 總則

第六條 政府以外の出資者（第三十
六條第二項並びに第三十七條第一

第九條 研究所でない者は、アジア
經濟研究所という名称を用いては

(民法の準用)

第十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、研究所に準用する。

第二章 役員等

(役員)

第十一条 研究所に、役員として、会長一人、所長一人、理事二人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第十二条 会長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

第十三条 所長は、研究所を代表し、定款で定めるところにより、会長を輔佐して研究所の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

第十四条 理事は、定款で定めるところにより、会長及び所長を輔佐して研究所の業務を掌理し、会長及び所長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び所長が欠員のときはその職務を行なう。

第十五条 監事は、研究所の業務を監査する。

(役員任期)

第十六条 会長、所長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

(役員兼任)

第十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受け

たときは、この限りでない。

第十八条 研究所と会長又は所長との利益が相反する事項については、会長及び所長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

第十九条 研究所に、参予会を置く。

第二十条 参予会は、会長の諮問に応じ、研究所の業務の運営に関する重要事項を審議する。

第二十一条 参予会は、前項の事項に関し、会長に意見を述べることができ

る。

第二十二条 参予会は、参予十五人以上で組織する。

第二十三条 参予は、研究所の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。

第二十四条 参予の任期は、二年とする。

第二十五条 参予は、再任されることができ

る。

(職員の任命)

第二十六条 研究所の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の地位)

第二十七条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

第二十八条 研究所は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 アジア地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する資料を収集すること。

二 アジア地域の経済及びこれに関連する諸事情に関し、文献その他の資料により調査研究を行ない、又は現地調査を行なうこと。

三 前二号に掲げる業務に係る成果を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて、提供すること。

四 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務

(決算)

第二十五条 研究所は、毎事業年度の決算を翌年度の六月三十日まで

(貸借対照表、損益計算書及び決算報告書)

第二十六条 研究所は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書を作成し、監事の意見を附して、決算完了後二月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(書類の送付)

第二十七条 研究所は、第二十四条又は前条に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、資金計画及び収支計算に関する書類又は貸借対照表、損益計算書及び決算報告書を出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十八条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

(借入金)

第二十九条 研究所は、通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができ

る。

第三十条 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

第三十一条 研究所は、通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができ

る。

第三十二条 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

第三十三条 研究所は、通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができ

る。

第三十四条 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

第三十五条 研究所は、通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができ

る。

第三十六条 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

第三十七条 研究所は、通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができ

る。

第三十八条 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

第三十九条 研究所は、通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができ

る。

第四十条 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

第四十一条 研究所は、通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができ

る。

第四十二条 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

第四十三条 研究所は、通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができ

る。

第四十四条 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

第四十五条 研究所は、通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができ

る。

第四十六条 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

第四十七条 研究所は、通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができ

る。

第四十八条 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

2 前項の規定による短期借入金
は、当該事業年度内に償還しな
ければならない。ただし、資金の不
足のため償還することができない
ときは、その償還することができ
ない金額に限り、通商産業大臣の
認可を受けて、これを借り換える
ことができる。

3 前項ただし書の規定により借り
換えた短期借入金は、一年以内に
償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十条 研究所は、業務上の余裕
金については、銀行への預金若し
くは郵便貯金又は信託会社若し
くは信託業務を行なう銀行への金銭
信託にするほか、これを他に運用
してはならない。

(財産の処分等の制限)

第三十一条 研究所は、通商産業省
令で定める重要な財産を譲渡し、
又は担保に供しようとするとき
は、通商産業大臣の認可を受けな
ければならない。

(役員の給与及び退職手当の支給
の基準)

第三十二条 研究所は、その役員に
対する給与及び退職手当の支給の
基準を定めようとするときは、通
商産業大臣の承認を受けなければ
ならない。これを変更しようとし
るときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)

第三十三条 この法律及びこれに基
づく命令に規定するもののほか、
研究所の財務及び会計に関し必要
な事項は、通商産業省令で定め
る。

第五章 監督
(監督)

第三十四条 研究所は、通商産業大
臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施
行するため必要があると認めると
きは、研究所に対して、その業務
に関し監督上必要な命令をするこ
とができる。

(報告及び検査)

第三十五条 通商産業大臣は、この
法律を施行するため必要があると
認めるときは、研究所に対して、
その業務に関し報告をさせ、又は
その職員に、研究所の事務所に立
ち入り、帳簿、書類その他の必要
な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をす
る職員は、その身分を示す証明書
を携帯し、関係人に提示しなけれ
ばならない。

3 第一項の規定による立入検査の
権限は、犯罪捜査のために認めら
れたものと解してはならない。

第六章 雑則

(出資者原簿)

第三十六条 研究所は、出資者原簿
を備えて置かなければならない。
2 出資者原簿には、各出資者に
ついて次の事項を記載しなければ
ならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び払込みの年
月日

三 出資額

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を
求めることができる。

(解散)

第三十七条 研究所は、解散した場

合において、その債務を弁済して
なお残余財産があるときは、これ
を各出資者に対し、その出資額に
応じて分配しなければならぬ。

2 前項の規定により各出資者に分
配することができる額は、その出
資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、
研究所の解散については、別に法
律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十八条 通商産業大臣は、次の
場合には、あらかじめ大蔵大臣に
協議しなければならない。

一 第二十四条、第二十九条第一
項若しくは第二項又は第三十一
条の認可をしようとするとき。
二 第二十六条又は第三十二条の
承認をしようとするとき。
三 第三十一条又は第三十三条の
通商産業省令を定めようとする
とき。

第七章 罰則

(罰則)

第三十九条 第三十五条第一項の規
定による報告をせず、若しくは虚
偽の報告をし、又は同項の規定に
よる検査を拒み、妨げ、若しくは
忌避した場合には、その違反行為
をした研究所の役員又は職員は、
三万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号の一に該当する
場合には、その違反行為をした研
究所の役員又は職員は、三万円以
下の過料に処する。

一 この法律により通商産業大臣
の認可又は承認を受けなければ
ならない場合において、その認可
又は承認を受けなかつたとき。

二 第八条第一項の政令に違反し
て登記することを怠つたとき。

三 第二十二條第一項及び第三項
に規定する業務以外の業務を行
なつたとき。

四 第三十条の規定に違反して業
務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十四条第二項の命令に違
反したとき。

第四十一条 第九条の規定に違反し
た者は、二万円以下の過料に処す
る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から
施行する。

(研究所の設立)

第二条 通商産業大臣は、研究所の
会長、所長又は監事となるべき者
を指名する。

2 前項の規定により指名された会
長、所長又は監事となるべき者
は、研究所の成立の時に於いて、
この法律の規定により、それぞれ
会長、所長又は監事に任命された
ものとする。

第三条 通商産業大臣は、設立委員
を命じて、研究所の設立に関する
事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、
通商産業大臣の認可を受けなけれ
ばならない。

第四条 設立委員は、前条第二項の
認可を受けたときは、政府以外の
者に対し研究所に対する出資を募
集しなければならない。

2 設立委員は、前項の募集が終わ
つたときは、通商産業大臣に対し

設立の認可を申請しなければならない。

第五条 設立委員は、前条第二項の
認可を受けたときは、政府及び出
資の募集に応じた政府以外の者に
対し、出資金の払込みを求めなけ
ればならない。

2 設立委員は、出資金の払込みが
あつた日において、その事務を附
則第二条第一項の規定により指名
された会長となるべき者に引き継
がなければならない。

第六条 附則第二条第一項の規定に
より指名された会長となるべき者
は、前条第二項の事務の引継ぎを
受けたときは、遅滞なく、政令で
定めるところにより、設立の登記
をしなければならない。

第七条 研究所は、設立の登記をす
ることによつて成立する。

(財団法人アジア経済研究所から
の引継ぎ)

第八条 昭和三十三年十二月十九日
に設立された財団法人アジア経済
研究所(以下この条において「財
団法人アジア経済研究所」とい
う。)は、寄附行為で定めるところ
により、設立委員に対して、研究
所においてその一切の権利及び義
務を承継すべき旨を申し出ること
ができる。

2 設立委員は、前項の規定による
申出があつたときは、遅滞なく、
通商産業大臣の認可を申請しなけ
ればならない。

3 前項の認可があつたときは、財
団法人アジア経済研究所の一切の
権利及び義務は、研究所の成立の
時において研究所に承継されるも

のとし、財団法人アジア経済研究所は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 前項の規定により財団法人アジア経済研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(経過規定)

第九条 この法律の施行の際現にアジア経済研究所という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならぬ。

2 第九条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第十条 研究所の最初の事業年度は、第二十三条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十六年三月三十一日に終わるものとする。

第十一条 研究所の最初の事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第二十四条中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第十二条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「理化学研究所」の下に、「アジア経済研究所」を、「理化学研究所」の下に、「アジア経済研究所法」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十三条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「日本観光協会」の下に、「アジア経済研究所」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十四条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「及び日本観光協会」を、「日本観光協会及びアジア経済研究所」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「及び日本観光協会」を、「日本観光協会及びアジア経済研究所」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 アジア経済研究所に関すること。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

「石炭鉱業合理化事業団」に、「第五節 監督(第五十二条第五十三条)」を、「第五節 監督(第五十二条第五十三条)」を、「第六節 補助(第五十三条の二)」に改める。

第十三条の六に改める。

第一条中「整備」の下に、「石炭坑の近代化等を促進し」を加える。

第三条第二項第一号中「昭和四十二年度」の下に「昭和三十八年度までは、昭和三十八年度及び昭和四十二年度」を加え、同項第三号中「石炭鉱業整備事業団」を「石炭鉱業合理化事業団」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 石炭坑の近代化に関する事項

第三章の章名を次のように改める。

第三章 石炭鉱業合理化事業団

第七条中「石炭鉱業整備事業団」を「石炭鉱業合理化事業団」に改め、「その整備」の下に「及び石炭坑の近代化等に必要設備資金の貸付け」を加える。

第八条中「石炭鉱業整備事業団」を「石炭鉱業合理化事業団」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

(資本金)

第九条の二 事業団の資本金は、二十一億四千万円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算の範囲内において、事業団に追加して出資することができ、この場合において、事業団は、その出資額により資本金を増加するものとする。

3 前二項の規定による政府の出資金及びこれを運用した場合に生ずる利子は、第二十五条第一項第七号及び第八号に規定する設備資金の貸付けの財源にあてなければならない。

事業団は、第三十六条の十二の規定により国庫納付金を納付したときは、その納付額により資本金を減少するものとする。

第十二条中「石炭鉱業整備事業団」を「石炭鉱業合理化事業団」に改める。

第十三条中「第五十条(法人の住所)及び第五十四条(代表権の制限)」を「及び第五十条(法人の住所)」に改める。

第十四条中「理事長一人」の下に「副理事長一人」を加える。

第十五条第三項を第四項とし、第二項を削り、第一項の次に次の二項を加える。

2 副理事長は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

第十六条第二項中「理事」を「副理事長及び理事」に改める。

第十八条第二項中「理事」を「副理事長又は理事」に改める。

第十九条第二項中「理事」を「副理事長又は理事」に改める。

理事長若しくは理事」に改める。

第二十三条中「事業団の業務の一部」を「事業団の従たる事務所の業務」に改める。

第二十五条第一項第七号中「前各号に掲げるもの」を「第一号から第六号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務」に、「第七号の目的を達成するため」を「石炭鉱業の整備のため」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第六号を第九号とし、第五号の二を第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 石炭坑の近代化に必要な設備資金の貸付け

八 石炭の流通の合理化に必要な設備資金の貸付け

第二十五条第二項中「前項第七号」を「前項第十号」に改める。

第二十六条第二項に次の一号を加える。

七 前条第一項第七号及び第八号に規定する設備資金(以下「近代化資金」という。)の貸付け及び償還の方法

第二十六条の次に次の一条を加える。

(区分経理)

第二十六条の二 事業団は、第九条の二第一項及び第二項の規定による政府の出資金並びにこれを運用した場合に生ずる利子に係る経理については、政令で定めるところにより、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第二十七条の見出しを「(事業計画等)」に改め、同条に次の二項を加える。

第一 事業団は、前二項の規定による政府の出資金及びこれを運用した場合に生ずる利子に係る経理については、政令で定めるところにより、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 事業団は、事業年度の毎四半期開始前に、前項の認可を受けた事業計画に適合するようにその四半期に係る近代化資金の貸付計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 第一項の事業計画及び前項の貸付計画に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。
第二十九条中「及び損益計算書」を「損益計算書及び決算報告書」に改める。

第三十六条第一項中「事業団の業務に必要な費用にあつては、この法律の施行の日から六年間」を「石炭鉱業の整備に関する業務に必要な費用にあつては、この法律の施行の日から六年間」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項を前項に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とする。」
第三十六条の二の次に次の十条を加える。

(貸付けの相手方等)
第三十六条の三 第二十五条第一項第七号に規定する設備資金の貸付けは、採掘権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対して行なうものとする。

2 第二十五条第一項第七号に規定する設備資金の貸付けは、石炭坑の近代化に必要な設備であつて通

商産業省令で定めるものについて、その設備に係る石炭坑において採掘しようとする石炭の鉱量並びにその石炭坑の近代化が完了した後にその石炭坑において採掘する石炭の生産能力及び生産費が通商産業省令で定める基準に適合する場合に限り、行なうものとする。

3 第二十五条第一項第八号に規定する設備資金の貸付けは、石炭の流通の合理化に必要な設備であつて通商産業省令で定めるものについて、その設備が二以上の採掘権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者の事業の用に供され、かつ、その合理化の効果が大きいと認められる場合に限り、行なうものとする。

4 通商産業大臣は、前三項の通商産業省令の制定又は改廃をしようとするときは、石炭鉱業審議会の意見をきかなければならない。

(利率及び償還期間)
第三十六条の四 近代化資金に係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、十五年(すえおき期間を含む。)をこえない範囲内において政令で定める期間とする。

(償還方法)
第三十六条の五 近代化資金に係る貸付金の償還は、半年賦均等償還の方法によるものとする。

(償還期日の繰上げ)
第三十六条の六 事業団は、近代化資金の貸付けを受けた者が会社である場合において、その貸付けを受けた日の属する事業年度以後の事

業年度の決算において計上した利益(第七十八条の規定により損益計算書その他の計算書類の作成の方法について不当な経理を是正すべき旨の勧告を受けた会社については、その勧告に従つて再計算することとしたときの当該決算期の利益)とし、これらの利益の範囲は、政令で定めるものに限るものとする。の額がその資本の額又は出資の総額に政令で定める率を乗じて算出した金額をこえるときは、政令で定めるところにより、その者に係る貸付金の全部又は一部についてその償還期日を繰り上げることができる。

(支払いの順序)
第三十六条の七 事業団は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

(一時償還)
第三十六条の八 事業団は、近代化資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するときは、その者に對し、いつでも、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

一 正当な理由がなくて貸付金の償還を怠つた場合
二 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用した場合
三 正当な理由がなくて貸付けの条件に違反した場合
四 第三十六条の十一の規定による命令に係る者である場合

五 貸付金に係る設備を譲渡した場合その他通商産業省令で定める場合

(違約金等)
第三十六条の九 事業団は、近代化資金の貸付けを受けた者が支払期日までに貸付金を償還せず、又は前条の規定により償還を請求された貸付金を償還しなかつたときは、政令で定めるところにより、違約金を徴収するものとする。

2 事業団は、前条の規定により貸付金の償還を請求した場合において、償還をすべき者が正当な理由がなくてその償還を怠つたときは、当該貸付金を担保するために設定された抵当権その他の権利を行使するものとする。

(利益の配当の制限)
第三十六条の十 近代化資金の貸付けを受けた者が会社である場合には、当該借入金金の償還が終わるまでの期間に係る各事業年度においては、政令で定めるところにより、減価償却その他の費用について必要な経理を行なつた後でなければ、当該決算において利益の配当をしてはならない。

(償還命令)
第三十六条の十一 通商産業大臣は、租鉱権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者であつて近代化資金の貸付けを受けたものが第六十条第一項若しくは第六十一条第一項又は第七十八条の規定による勧告に従わないときは、事業団に對し、その者に係る貸付金の全部又は一部の償還を命ずることができる。

(国庫納付金)
第三十六条の十二 事業団は、政令で定めるところにより、前事業年度に回収した近代化資金に係る貸付金の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

第三十七条を次のように改める。
(借入金及び石炭鉱業合理化債券)
第三十七条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金をし、又は石炭鉱業の整備に関する業務に必要な費用にあつては、長期借入金をし若しくは石炭鉱業合理化債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換へることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換へた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行、償還、利子の支払その他の債券に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一

条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十七條の次に次の二條を加える。

(償還計画)

第三十七條の二 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十七條の三 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 資金運用部への預託
- 二 銀行への預金又は郵便貯金
- 三 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

第四十條の次に次の三條を加える。

(手数料)

第四十條の二 事業団は、その貸付業務の執行に必要な費用にあつては、近代化資金の貸付けを受けようとする者及びその貸付けを受けることとなつた者から、政令で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十條の三 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを變更し

ようとするときも、同様とする。

(省令への委任)

第四十條の四 この法律及びこれに基づき命令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第三章に次の一節を加える。

第六節 補則

(大蔵大臣との協議)

第五十三條の二 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

- 一 第二十六條第一項、第二十七條第一項若しくは第二項、第三十七條第一項若しくは第二項又は第三十七條の二の認可をしようとするとき。
- 二 第二十八條、第二十九條又は第四十條の三の承認をしようとするとき。

- 三 第二十七條第三項、第三十六條の三第一項から第三項まで、第三十六條の八第五号又は第四十條の四の通商産業省令を定めようとするとき。

(共済組合の組合期間の特例)

第五十三條の三 事業団の設立の際現に国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。以下「組合法」という。)第三條の国家公務員共済組合(以下「組合」という。)の組合員(組合法の長期給付に關する規定の適用を受けない者、組合法第百二十五條の規定の適用を受ける者及びその退職により組合法による退職年金の支給を受ける権利を取得する者を除く。以下「組合員」という。)である者が退

職し、引き続き事業団の役員又は職員(以下「役職員」という。)となつた場合において、その者が、そのなつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その引き続き役職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき(以下「復帰したとき」という。))の組合法第三十八條の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨をその組合に申し出たときは、当該退職(以下「転出」という。)に係る組合法の長期給付は、その申出をした者(以下「復帰希望役職員」という。)が引き続き役職員として在職する間、その支払を差し止める。

第五十三條の四 復帰希望役職員が引き続き役職員として在職し、引き続き復帰したときは、転出に係る組合法の長期給付は、廃疾年金にあつては転出の時にさかのぼつてその支給を停止し、退職一時金及び廃疾一時金にあつてはこれを受ける権利は消滅する。

2 復帰希望役職員が引き続き役職員として在職し、引き続き復帰したときは、組合法の長期給付に關する規定(第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、当該役職員であつた期間引き続き組合員であつたとみなす。ただし、当該役職員であつた期間に発した疾病又は負傷に係る廃疾給付については、この限りでない。

8 前項の場合において、組合法第四十二條第二項の規定の適用については、同項中「俸給」とあるのは、

は、「俸給(組合の運営規則で定める仮定俸給を含む。)」とする。

第五十三條の五 復帰希望役職員及び事業団については、当該復帰希望役職員の転出の時にさかのぼつて、組合法第六章(短期給付及び福祉事業に係る部分を除く。)の規定を準用する。この場合において、組合法第九十九條第二項各号列記以外の部分中「及び国の負担金」とあるのは、「事業団の負担金及び国の負担金」と、同項第二号中「国の負担金」とあるのは「事業団の負担金」と、第百二條中「各省各庁の長又は職員団体」とあり、又は「国又は職員団体」とあるのは「事業団」とする。

第五十三條の六 復帰希望役職員が引き続き役職員として在職しなくなつたとき(引き続き復帰したときを除く)は、その組合又は組合法第二十一條第一項の国家公務員共済組合連合会は、政令で定めるところにより、当該復帰希望役職員及び事業団に対し、これらの者が負担した掛金又は負担金を返還しなければならない。

第七十一條第一項中「三十人」を「四十人」に改める。

第七十八條中「又は租鉱権者」を「若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者」に改める。

第七十九條を次のように改める。

炭の販売業者に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

第八十九條中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二號を加える。

三 第三十七條の三の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

四 第五十二條第二項の命令に違反したとき。

附則

(施行期日) 第一條 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(石炭鉱業合理化事業団の設立等) 第二條 改正前の第七條の規定により設置された石炭鉱業整備事業団は、この法律の施行の日において、改正後の同條に規定する石炭鉱業合理化事業団となるものとする。

2 この法律の施行の日の前日において石炭鉱業整備事業団の理事長、理事又は監事である者の任期は、改正前の第十六條第三項の規定にかかわらず、その日に満了する。

3 改正前の石炭鉱業合理化臨時措置法の規定によつて石炭鉱業整備事業団に對してした処分又は同法の規定によつて石炭鉱業整備事業団がした手続その他の行為は、改正後の石炭鉱業合理化臨時措置法の規定によつて石炭鉱業合理化事業団に對してした処分又は同法の規定によつて石炭鉱業合理化事業団

がした手続その他の行為とみなす。
(経過規定)

第三条 石炭鉱業合理化事業団が最初に作成する近代化資金の貸付計画については、改正後の第二十七条第二項中「事業年度の毎四半期開始前」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

第四条 改正前の第三十六条第三項に規定する者が、同条第一項の規定により昭和三十五年三月三十一日までの分として納付すべきであった納付金の額の算定については、なお従前の例による。

(登録税法の一部改正)
第五条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号及び第二十五条中「石炭鉱業整備事業団」を「石炭鉱業合理化事業団」に改める。

(印紙税法の一部改正)
第六条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十二を次のように改める。

六ノ十二 石炭鉱業合理化事業団が石炭鉱業合理化臨時措置法第二十五条第一項第一号若ハ第二号ノ業務トシテ行フ採掘権若ハ鉱業施設ノ買取又ハ同項第七号若ハ第八号ノ業務トシテ行フ貸付ニ関シ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)
第七条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第十号中「石炭鉱業整備事業団」を「石炭鉱業合理化事業団」に改める。

第八条第六項第六号中「第百条」の下に「(他の法律において準用する場合を含む。)」を加える。

(法人税法の一部改正)
第八条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第七号中「石炭鉱業整備事業団」を「石炭鉱業合理化事業団」に改める。

(地方税法の一部改正)
第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号、第七十三条の五第二項、第百七十九条及び第三百四十八条第二項第二号の二中「石炭鉱業整備事業団」を「石炭鉱業合理化事業団」に改める。

三月一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、中小企業業種別振興臨時措置法案

中小企業業種別振興臨時措置法案
案 中小企業業種別振興臨時措置法案

案 中小企業業種別振興臨時措置法案
案 中小企業業種別振興臨時措置法案

(目的)
第一条 この法律は、中小企業の業種別の実態を調査して、その実態に即した改善事項を策定し、かつ、その実施を円滑ならしめることにより、中小企業の業種別の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「中小企業者」とは、中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第百八十五号)第五条に規定する中小企業者をいう。

(改善事項の諸問等)
第三条 主務大臣は、政令で定める業種(以下「指定業種」という。)に属する中小企業者について、次に掲げる事項に関し改善すべき基本的事項(以下「改善事項」という。)を定めようとするときは、中小企業振興審議会に諮問しなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

一 経営の合理化に関する事項
二 設備の合理化に関する事項
三 技術及び技能の向上並びに品質の改善に関する事項
四 共同施設の設置その他共同経済事業の促進に関する事項
五 競争の正常化に関する事項
六 取引関係の改善に関する事項
七 販路の開拓に関する事項

2 主務大臣は、前項の改善事項を定め又はこれを變更したときは、その要旨を公表するとともに、当該指定業種に属する事業を行なう中小企業者又は当該中小企業者を構成員とする団体に対し、必要な指導を行なうものとする。

(勧告)
第四条 主務大臣は、前条第一項第五号又は第六号に掲げる事項に係る改善事項が定められている場合において、当該改善事項の円滑な遂行を確保するため特に必要があると認めるときは、当該指定業種に属する事業を行なう中小企業者又は当該中小企業者を構成員とする団体に対し、必要な勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する場合において、同項の勧告のみによつては当該改善事項の遂行が著しく困難であり、かつ、その主たる理由が当該中小企業者の事業と競合し若しくは関連する事業を行なう者(以下「関連事業者」という。)又は当該関連事業者を構成員とする団体の事業活動にあると認めるときは、当該関連事業者又は当該関連事業者を構成員とする団体に對し、必要な勧告をすることができ

3 主務大臣は、前二項の勧告をしようとするときは、中小企業振興審議会に諮問しなければならない。

(中小企業振興審議会)
第五条 通商産業省に、中小企業振興審議会を置く。

第六条 中小企業振興審議会(以下「審議会」という。)は、関係各大臣の諮問に応じ、中小企業の振興に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、中小企業の振興に関する重要事項について、関係各大臣に意見を述べることができ

第七条 審議会は、委員四十人以上で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

3 主務大臣は、前二項の報告を求めようとするときは、報告を求め

第八条 委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

3 委員及び専門委員は、非常勤とする。

第九条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理する。

第十条 第五条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(報告の徴収)
第十一条 主務大臣は、第三條第一項の改善事項を定め又は当該改善事項の円滑な遂行を確保するため当該指定業種に属する中小企業の実態を明らかにする必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該指定業種に属する事業を行なう中小企業者に対し、その業務又は経理の状況について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する場合において、関連事業者の事業活動が当該中小企業者の経営に著しい影響を及ぼしているときと認めるときは、政令で定めるところにより、当該関連事業者に対し、その業務の状況について報告を求めることができる。

3 主務大臣は、前二項の報告を求めようとするときは、報告を求め

第八条 委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

第九部 商工委員会會議録第十一号 昭和三十五年三月二日 【参議院】

るべき事項について審議会に諮問
しなければならない。

(主務大臣)

第十二条 この法律における主務大臣は、当該指定業種に属する事業を所管する大臣とする。ただし、第四条第二項の勧告又は前条第二項の報告の徴収に関しては、当該勧告又は報告の徴収の対象となる者の行なり事業を所管する大臣(その対象となる者が特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であるときは、その対象となる者の行なり事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣)とする。

(罰則)

第十三条 第十一条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和四十年三月三十一日限りその効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

3 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 中小企業業種別振興

臨時措置法(昭和三十五年

法律第 号)の施行に關

すること。

第四条第四項中「第七号の二」を「第七号の三」に改める。

第五条第一項中「及び中央中

小企業調停審議会」を、「中央中

小企業調停審議会及び中小企業

振興審議会」に改める。

第五条に次の一項を加える。

3 中小企業振興審議会について

は、中小企業業種別振興臨時措

置法の定めるところによる。

昭和三十五年三月五日印刷

昭和三十五年三月七日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局